

令和4年9月成田市議会定例会追加議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

| 議案番号 | 改正する条例の名称 | 頁 |
|------|------------------------|---|
| 20 | ・成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例 | 3 |

○議案第20号資料

・成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例新旧対照表

| 現行 | | | 改正案 | | |
|--------------|-----------------|-----|--------------|-----------------|-----|
| (名称, 位置及び定員) | | | (名称, 位置及び定員) | | |
| 第3条 略 | | | 第3条 略 | | |
| 名称 | 位置 | 定員 | 名称 | 位置 | 定員 |
| 略 | | | 略 | | |
| 成田市久住第二児童ホーム | 成田市久住中央3丁目12番地1 | 40人 | 成田市久住第二児童ホーム | 成田市久住中央3丁目12番地1 | 40人 |
| 成田市豊住児童ホーム | 成田市北羽鳥1,985番地2 | 15人 | 成田市久住第三児童ホーム | 成田市久住中央3丁目12番地1 | 40人 |
| 略 | | | 成田市豊住児童ホーム | 成田市北羽鳥1,985番地2 | 15人 |
| | | | 略 | | |